

農林土木委託業務特記仕様書

(令和元年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務実績データの作成及び登録)

- 第5条** 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し、登録機関（(一財)日本建設情報総合センター）が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。
- なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。
- (1) 契約時は、業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
 - (2) 途中変更時は、契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
 - (3) 完了時は、業務完了後10日以内
 - (4) 訂正時は、適宜とする。
- 2 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。
- 3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。

- 4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。
- 5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。
- 6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（履行報告）

第6条 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

（電子納品）

第7条

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
- 2 成果品は、紙媒体（黒金製本不要、A4チューブファイル綴じ）1部と「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】（平成21年11月）」（以下、「業務ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部（正副各1部）の計3部納品すること。「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定すること。
なお、CADデータで電子納品される図面については、原図の納品は不要とする。
- 3 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

（本業務の特記仕様事項）

第8条 本業務における特記仕様事項は、別添治山施設点検整備調査要領のとおりとする。

治山施設点検整備調査要領

1, 調査の目的

山地災害等の発生を未然に防止するため、既設の治山施設状況を的確に把握するとともに、治山施設の維持管理及び機能回復強化を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2, 調査の手法

別紙<治山施設現地点検チェックシート>に基づき現地での点検調査を行い、様式補助表「治山施設点検整備表」「治山施設現況調査表」へ取りまとめること。

また、クラック、破損、洗掘等が発見された施設は、別紙4-1「治山ダム見取り図及び写真位置図(例)」に位置や規模等を記入整理すること。

なお施設状況の写真は必ず撮影し、別紙4-2「写真帳(例)」に整理すること。

(a) 目視点検

各施設の点検項目に従い、施設の損傷、部材や材料の劣化状況を近接して観察するとともに、可能な場合には遠望により施工区域全体の現況を目視により点検する。

(b) 損傷等の程度・規模の計測

施設に異常が認められた場合(軽微なものは除く)は、必要に応じてハンマー等の簡易な器具等を使用し部材や材料の劣化の進行状況を調査するとともに、メジャー、ボール等各種測定器具により、損傷の規模・程度を計測し、マーキングあるいは鋏を打つなど測定ポイントを明確にして、経過観察が容易となるよう、記録する。

(c) 健全度評価

別紙<治山施設現地点検チェックシート>における施設の健全度評価は、定期点検及び必要に応じて実施される追加調査の結果に基づき、部位別に健全度を評価した上で、施設周辺の森林状況等も踏まえ、施設全体について総合的に健全度の評価を行うものとする。(治山施設個別施設計画策定マニュアル参照)

様式補助表「治山施設現況調査表」においても評価する。(別表)

(d) 点検施設の状況写真

点検調査で治山施設等の写真を撮影する場合は、別途の「治山施設点検整備調査写真撮影のポイント」を参考とする。なお、デジタルカメラによる高解像度な撮影を原則とする。

3, 留意事項

※保全対象に影響が懸念される施設の損傷及び早急な対策が必要な施設等については、監督員に遅滞なく報告すること。

※施設に直接影響を及ぼす木本類等については、監督員に報告すること。

※写真撮影の支障となる枝、小径木、草本等は、事前に処理してから撮影すること。

※GPSを携行し、施設の位置を特定すること。ただし、地形条件等で計測不能の場合は除く。

※写真の撮影年月日を正確に設定し、写真データに記録させること。

※石積構造物については、別紙5の「石積調査」も行うこと。

※点検にあたってはアクセス道路の状況など施設の立地条件、補修・補強をする場合の施工性など、今後の維持管理の参考となる内容についても、記述しておくこと。

※調査対象から除外できる施設については、治山施設個別施設計画策定マニュアルにある計画対象から除外できる施設に関する指針を参照とする。

治山施設点検整備調査写真撮影のポイント

溪間工

◆全景撮影（下流側より全景）

- ①下流側から構造物全体が見えるような位置、なるべく構造物の上流側が見えるように、やや高い位置にカメラを据えて撮る。
- ②溪床状況等が判る写真を撮る。
- ③構造物施工箇所を中心線上にポールを立てて撮る。

◆袖部撮影（左岸・右岸側）

- ①右岸・左岸部下流側のやや高い位置から撮る。
- ②袖の取付けと山腹面の傾斜等が判るように撮る。なるべく立体感が出るように撮る。
- ③堤名板を撮る。なお、文字の判読できること。
- ④下流側または上流側の問詰工等の施工状況をアップで撮る。

◆問詰工、護岸工等撮影(左岸・右岸・堤底)

- ①下流側または上流側の問詰工の状況をアップで撮る。

◆溪流全体撮影

- ①施設を中心として溪流全体が立体的及び背後の林地概況（背景）が見えるように、斜め方向の高い位置から撮る。

◆複数施設撮影

- ①下流側から構造物が一連している状況を撮る。

◆異常箇所撮影

- ①位置の特定できる写真（全景、局所）を必ず撮る。
- ②ポール、リボンテープ、スケール等を使用してアップ写真を撮る。

●留意事項

- ①原則、前回撮影の写真（治山台帳の写真）と同じ撮影地点、アングルで撮る。目標となる背景物（立木とか岩石）を入れる。
- ②原則、下流側から上流側に向けた写真とする。
- ③計測機器の目盛が判るようにアップ写真も撮る。
- ④なるべく一枚の写真に収まるように撮るのが望ましいが、パソコンでパノラマ処理する場合も考慮して撮る。

別紙5 石積調査（該当するものに○印をする。）

施設名()

構造 ①空石積 ②練石積 ③混合積み ④その他() ⑤不明

積み方 ①布積 ②谷積 ③乱積 ④その他() ⑤不明

天端処理 ①切天端 ②隅天端 ③巻天端 ④笠石 ⑤その他() ⑥不明

石材の加工分類（整形か自然石か等）

① 間知石 ②野面石 ③丸割石 ④割石 ⑤その他() ⑥不明

石材の大きさ 1つの石の大きさ(縦 cm×横 cm×奥行き cm程度)

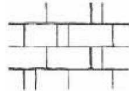
参考資料（石積みの基礎知識）

《積み方による分類》

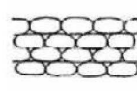
①布積

・各段のたかさを水平に揃えて積み、横目地が一直線になる積み方。

切石布積



玉石布積



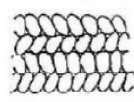
②谷積

・一定の谷ができるように剣先をうえにして刻みながら積む方法。

切石谷積



玉石谷積（往復積）



亀甲積



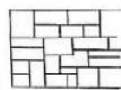
堤防谷積



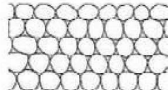
③乱積

・様々な大きさの石を組み合わせて積み上げる

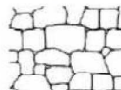
切石乱積



玉石乱積

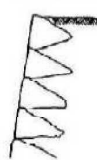


乱積



《天端処理》

①切天端



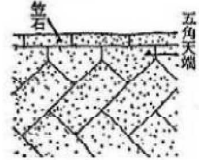
②隅天端



③巻天端



④笠石



《石の加工による分類》

- ①間知石 →寸法に割ってつくる石
- ②野面石 →河川や山から集めた石をそのまま利用
- ③丸割石 →野面石の大きいものを割って利用
- ④割石 →型をつくらず割った石（自然の石の形を利用）

別表

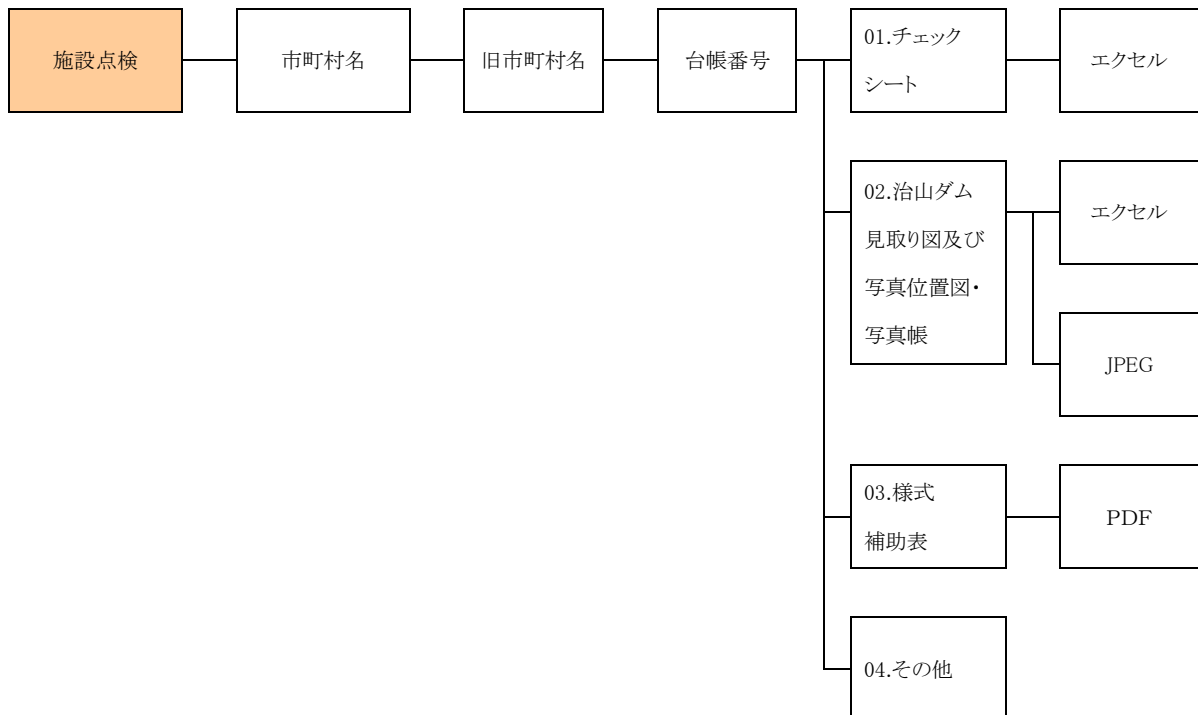
構造物本体の評価

Aランク	「施設の破損が著しい」、「施設の修繕が必要である」などの施設破損が著しい箇所についての評点である。
Bランク	「施設の破損があり、施設自体若しくは外力により破損の進行する恐れがある」、「今後、施設の修繕が必要である」などの施設の破損は見受けられるものの、急を要するものではないと診断された箇所についての評点である。
Cランク	施設に破損は見受けられない」、「施設に小規模な破損がある」などの、施設の修繕等が必要でないと診断された箇所についての評点である。

周辺状況の評価

Aランク	「新生崩壊やクラックが存在する」、「早急に手当てが必要である」などの崩壊が著しい箇所についての評点である。
Bランク	「小規模な崩壊があり、今後、進行する恐れがある」、「今後、崩壊等の修繕が必要であると思われる」などの崩壊は見受けられるものの、急を要するものではないと診断された箇所についての評点である。
Cランク	「崩壊等は見受けられない」、「周辺に小規模な崩壊等がある」などの、崩壊の修繕等が必要でないと診断された箇所についての評点である。

オリジナルフォルダ分け



治山施設現地検査チェックシート 記載例

溪間工(谷止工、護岸工等)

										点検年月日	2016/2/1							
調査者所属 (株)〇〇〇										点検者氏名	△△ □□							
治山台帳番号 ×××-〇〇〇										工事番号	複第△△号							
施工年度 S50										事業名	復旧治山							
施工箇所 〇〇市大字△△××										過去の補修履歴	H16に県単治山事業により、谷止工のクラック補修を実施							
緯度		36	度	33	分	55.5	秒	経度		139	度	20	分	15.8	秒			
種別 No.1 コンクリートブロック積護岸工										諸元								
工種・部位	点検項目	異常		異常の概略※	部位別健全度(1~4)	工種・部位	点検項目	異常		異常の概略※	部位別健全度(1~4)							
		あり	なし					あり	なし									
谷止工 床固工 帯工	本体	天端摩耗(コンクリート)	○		放水路中央部 L=5.5m、D=50cm(最大) 上流端までは達していない。	護岸工 流路工	変形		○									
		堤体損傷		○			傾倒		○									
		石積みの欠落(石積)	○		欠落個数N=5個		損傷(鋼製・木製のみ)		○									
		ひび割れ(コンクリート)		○			ひび割れ(クラック) 目地の開き (コンクリート、ブロック積)	○	目地の開き W=3mm(最大)	2								
		クラックによる漏水(コンクリート) 内部材劣化による漏水(石積)	○		堤体左岸部中央						2							
		目地の開き		○			漏水		○									
		傾倒		○			ブロックの欠落 (ブロック積)	○		欠落個数N=3個	2							
		埋没		○			接続部開き・漏水	○		W=3mm(最大)、漏水少量有り	2							
		間詰部の損傷		○			部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)		○									
		変形(鋼製・木製のみ)		○			部材の破断・ボルト欠損、 中詰材の流出 (鋼製・木製のみ)		○									
		部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)		○			基礎部洗掘		○									
		部材の破断・ボルト欠損、 中詰材の流出 (鋼製・木製のみ)		○								周辺	端部洗掘	○				
		部材の脱落 (鋼製透過型のみ)														背面土砂の沈下、流出	○	
底板コンクリートの摩耗 (鋼製透過型のみ)				その他付帯 施設等	安全施設の異常	○	昇降金具の折れ曲がり											
流木等による閉塞 (鋼製透過型のみ)								周辺の森林 状況等	溪岸または溪床侵食の発生 や拡大	○	右岸袖部直上 L(斜面長)=4.0m、W=5.0m、 D=50cm							
袖部	損傷		○										新規の山腹崩壊や地すべり、 落石発生や既往崩壊地の拡大	○				
	石積みの欠落(石積)		○		溪床の新規土流堆積物や巨礫、 流木の堆積	○	施設上流の右岸溪床に新規の 堆積土砂を確認(W=5.0m、 d=1.0m、φmax=1.5m)											
	ひび割れ(コンクリート)		○									流木の堆積及び溪岸沿いの 流木になる恐れのある立木				○		
	変形(鋼製・木製のみ)		○		土砂等の堆積状況 (堆砂数への植生侵入状況)	満砂	未満砂											未満砂の場合、余裕高、湛水の 有無等を記載
	部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)		○															
部材の破断・ボルト欠損、 中詰材の流出 (鋼製・木製のみ)		○		基礎部洗掘	○		放水路中央部直下 L=8m、D=50cm(最大) 堤底部は空洞化していない。	2										
施設周辺	袖部洗掘		○															
・保全対象の状況 ・施設群としての評価		・保全対象：人家10棟、県道(L=200m) ・施設群としての評価：上下流に溪間工が存在するが、施設間の距離があるため関連性は低い。																
現地点検者 施設全体の 健全度判定	○健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷・劣化									摘要							
	○健全度Ⅱ	施設の機能は維持されているため経過観察とする																
	●健全度Ⅲ	機能低下が生じる可能性があり、早期に対策が必要																
	○健全度Ⅳ	安定性や強度が低下しており、緊急に対策が必要																
※異常の概略は、異常箇所の位置、規模、追加調査の結果等を記載する。 異常の規模が計測可能であれば、計測値を記入し、次のように記載する。 計測値の記載例：本数(N=〇本)、延長(L=〇m)、幅(W=〇m)、深さ(D=〇m)、高さ(H=〇m)等 規模の記載単位は、1mを超える場合はm単位、1m未満の場合はcm単位、1cm未満の場合はmm単位とする。																		

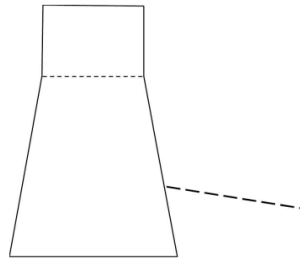
※異常の概略は、異常箇所の位置、規模、追加調査の結果等を記載する。
異常の規模が計測可能であれば、計測値を記入し、次のように記載する。
計測値の記載例：本数(N=〇本)、延長(L=〇m)、幅(W=〇m)、深さ(D=〇m)、高さ(H=〇m)等
規模の記載単位は、1mを超える場合はm単位、1m未満の場合はcm単位、1cm未満の場合はmm単位とする。

平面図



下流方向
↓

側面図



正面図

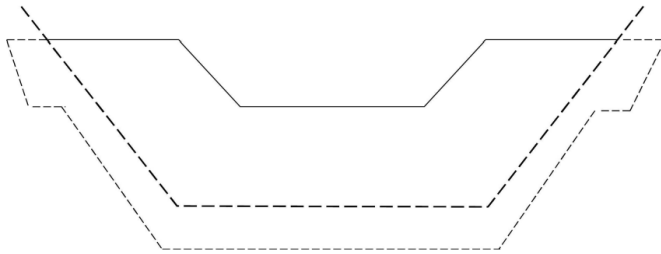


写真	代表写真

点検日時	
点検者名	
市町村名	
台帳番号	
箇所名	

写真-1	

写真-2	

写真-3	

写真-4	

点検日時
点検者名
市町村名
台帳番号
箇所名

写 真 帳			
標 識		ア ク セ ス 道	
全 景		堤 名 版	
各 部 位		各 部 位	

様式10 補助表

治山施設点検整備表

事業名		索引番号	
施業地		施行年度	
点検整備状況			
点検年月日	点検者	点検状況	整備状況

記載注意

- 1 本表は、治山台帳の補助表として作成する。
- 2 事業名、索引番号、施業地、施工年度は、治山台帳と一致させる。
- 3 点検年月日は、施設の点検整備を行った年月日を記入する。
- 4 点検者は、官職氏名を記入し、これに捺印する。
- 5 点検状況は、施設の破損状況、崩壊の拡大の有無、植栽木の枯損状況、機能発揮の状況等について簡明に記入する。
- 6 整備状況は、施設の補修状況、保育状況等について簡明に記入する。

治山施設現況調査表

都道府県等名	
管理機関名	
索引番号	

地区名					現況調査対象物	構造物本体の評価	周辺状況の評価
実施年月日						ランク：(A・B・C)	ランク：(A・B・C)
点検者						ランク：(A・B・C)	ランク：(A・B・C)
位置目印						ランク：(A・B・C)	ランク：(A・B・C)
						ランク：(A・B・C)	ランク：(A・B・C)
	北緯		東経			ランク：(A・B・C)	ランク：(A・B・C)
[施設位置図]					[写真貼付欄]		
					[状況説明]		
					[整備状況]		